

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### ◎前回会議（令和3年1月29日開催）以降の習志野市への措置

- ・ 1月 8日～3月21日 緊急事態宣言
- ・ 4月28日～8月 1日 まん延防止等重点措置
- ・ 8月 2日～8月31日 緊急事態宣言

### ◎生涯学習部所管施設の対応について

1月8日から千葉県に緊急事態宣言が発令されたことを受け、3月26日までの間、施設の利用時間を原則午後5時までに制限する対応を実施した。

3月27日からは、一部を除き利用時間の制限を解除したが、4月28日に本市がまん延防止等重点措置区域に指定されたことを受け、再度、施設の利用時間を原則午後5時までに制限する対応を実施し、8月2日の緊急事態宣言発令以降も同様の対応を継続している。

なお、施設運営にあたっては、全期間を通じ国や県の指針、各種ガイドライン、「習志野版あたらしいルール（生活様式）」に基づき、引き続きマスク着用、換気、消毒や、利用人数制限を実施している。

### ◎施設ごとの主な制限内容（8月17日現在）

#### ○公民館

- ・ 原則午後5時閉館（既予約分は午後8時まで利用可）
- ・ 諸室定員の50%までの利用を依頼
- ・ 午後5時までの公民館主催事業、講座は感染症対策を講じた上で実施

#### ○図書館

- ・ 午後5時閉館（土曜、学習室、予約本受け取り含む）
- ・ 収容人数の約50%までの入館制限

#### ○文化ホール・市民ホール

- ・ 原則午後5時閉館（既予約分は午後8時までの催物終了を要請）
- ・ 入場定員は50%まで

#### ○旧大沢家住宅・旧鴫田家住宅

- ・ 入館人数制限（旧大沢家10人、旧鴫田家20人）

#### ○秋津小学校とんぼスペース

- ・ 午後5時閉館

#### ○富士吉田青年の家

- ・ 緊急事態宣言、まん延防止等措置対象地域からの新規利用受付停止

#### ○スポーツ施設

- ・ 原則午後5時閉館（既予約分は午後7時まで利用可）